

令和2年10月16日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（一部改正）」について（通知）

このことについて、令和2年10月15日付けで厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名により、別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、事務連絡に留意し、感染防止に向けた対応について徹底していただくようお願いします。

特に、面会については、これまで一律に制限することとされていましたが、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況やこれまでに県等が示す対策の方針等も踏まえ、「面会を実施する場合の留意事項」を踏まえ感染防止対策を実施した上で、施設の管理者が面会の再開について判断できることとされています。

また、事務連絡については、次の厚生労働省ホームページにも、掲載されています。

○厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>健康>感染症情報>
新型コロナウイルス感染症について>社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧
(新型コロナウイルス感染症)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」
の掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html

担当 指導検査グループ

電話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 片桐)